

## <パネル討論>

**石井氏**：それでは、時間になりましたので、パネル討論に移らせていただきます。「国際的な『政策力』の強化」と題するパネル討論で、80 分間を予定しております。パネリストの方々のご紹介につきましては、討論の司会の明治大学高倉成男教授よりお願いいたします。高倉教授、お願いいたします。

**高倉氏**：ありがとうございます。ただ今から第 2 部といたしまして、先程の基調講演及び各省庁のご講演を踏まえ、いろいろ議論をしていきたいと思っております。参加していただいているのは、私の隣から、基調講演をいただいた大野先生、特許庁の総務課の中尾課長、日本知的財産協会の久慈専務理事、弁理士の植村さんです。植村さんはもと WIPO の事務局次長のご経験もあります。

大野先生の基調講演、各省庁 6 名の方々のご講演を聞いていただきました。一見バラバラに聞こえたかもしれませんが、実は重要な点で共通しています。それは、開発 (development) という言葉です。途上国の経済発展という意味の言葉です。これが全体を通底する 1 つのキーワードとなっていたらと思っております。途上国の経済発展すなわち貧困からの脱却又は貧困の削減というテーマが背景にあるのではないかと考えております。グローバル化に対応するさまざまな国際問題の中で、開発問題は、国際社会が一致して取り組まなければならない中心的な議題とされております。知的財産をめぐる国際的な問題もこういった途上国の発展の問題にどう取り組むか、ということの分析と対処の中から考えていかなければならない問題だと思っております。途上国の立場からしますと、自国の経済発展のためには技術、資金が必要です。技術は、たとえ知的財産権で保護されていても移転されるべきであるというスタンスをとっています。その意味で技術移転のためには知的財産権も制限されることがありうるのだと考えています。そのことは途上国の発展という国際社会共通の目的から正当化されると考えています。その一方で、途上国は、新しいタイプの知的財産権の保護も求めています。例えば、遺伝資源についての権利や、農民の権利です。

このように途上国は、先進国の知的財産権の制限及び途上国の新しい知的財産権の保護の両方を求めているわけですが、そのことは、途上国からすると、貧困問題という国際的課題から当然正当化される。それに加えて、「環境保全」のためというもう 1 つの理由によっても正当化される。そういうことであろうと思っております。このような見方は、外務省の彦田さんのご報告の中にもありました。途上国は、ソリューションとして他国の技術を導入

し、その時に知的財産を利用する。もう 1 つは、自分たちがもっている知財を活用する。その両面があるかと思えます。

このような対立は、南北間だけではないのですが、国際的な場裏においては、南北がこのような問題で対立しています。そしてなかなか到着点が見えません。その理由はいくつかあります。1 つは、知財の問題は、経済の問題であり、各国の利害が衝突するということ。第 2 に、経済や環境や公衆衛生など様々な異なる価値観が衝突すること。第 3 に、日本だけではないのですが、国内の政策調整がうまく機能していないこと。こういうことから、国際的に妥協点が見えにくくなっているという状況にあるかと思っています。

このような問題意識に立って、これからどうしていくのか、国内において政策調整をどう行い、国際的にどのようにしてバランスのとれたルール作りを行うべきか、という点について、議論をしていきたいと思っています。

最初に中尾総務課にご質問をしてよろしいでしょうか。中尾さんは特許庁の総務課長であると同時に、前職では経済産業省国際経済課長として国際経済問題全体をみてこられたご経験もございます。特許庁の総務課長のお立場としてお話を伺いたいのですが、①途上国への支援・協力という政策と、②先進国間の政策調整又は国際的ルール作りという 2 つの対外的政策を今後どのように進めていこうとしているのか、6 省庁の報告なども踏まえながら、聞かせていただければと思っていますが、いかがでしょうか。

**中尾氏**：ご紹介ありがとうございます。特許庁総務課長の中尾と申します。また、高倉先生からご紹介がありましたとおり、特許庁総務課長は今年の夏からやらせていただいておりますけれども、それまで 4 年間国際経済課長という仕事を経済産業省でやっておりましたので、今日の私のコメントは、特許庁の立場と、そしてより広く経済産業省全体でやっております通商交渉あるいは地球温暖化交渉といったことも踏まえたコメントをすることになろうかと思っています。

まず、大きな問題提起が大野先生からされまして、かつ、各省庁の俊英、みんな各省庁で実務をやっております一線級の人たちが現在の状況を話してくれましたので、やや大きなピクチャというよりも特許庁というところの固有の状況からお話し申し上げようと思います。今日もいくつかご紹介がございましたけれども、長年 WIPO あるいは WTO の TRIPS 交渉の場を中心として、特許庁は世界のハーモナイゼーションの動きの中でできるだけ先進各国が協働してリードをとる、主導権を発揮する。その時には世界に冠たる知財大国としての誇りもあり、かつ、特許に関しては世界で初めて電子的な方法で出願を受け

つて審査をするという、いわゆるペーパーレスというのを、今を去ること 20 年前にやったというある種の実績ももっています。よって、実体面においても、手続面においても特許庁はいろいろなかたちで世界の知的財産権の交渉をリードしていきたい、という思いで臨んでまいったわけです。その気持ちは全く変わっておりません。一方で、今日何人かの報告者からありましたとおり、現実問題としては、特に大勢のプレイヤーが集まる国際的な会議で新しいルールメイキングをやっていくことが日に日に難しくなりつつある、という実感ももっております。著作権の世界でもおそらく同じような問題があるのだと思いますが、それでもデジタルの分野を中心にいくつか大きな進展が国際的にはございました。それに比べますと、先程ご紹介があった、例えば WTO のドーハ・ラウンド交渉でも、知的財産権に関する論点はいくつかは取り上げられてはいますけれども、交渉全体としては正直動いていないという感じがございます。WIPO におきますルールメイキングの議論も、何人かの論者からご指摘がございましたけれども、例えば遺伝資源の保護や生物多様性の保護の関係であるとか、あるいは、もっと広い意味での南北問題の大きなコンテキストの中で、どちらかというルールメイキングするというよりも、いろいろなかたちで個別の利害対立というものが昔に比べて非常に大きくなってきた、という感じももっております。

そのような中で、しかし、日本の企業がグローバルに出て行くという状況を考えても、あるいは、少し大きな問題になりますけれども、環境問題や医療や保健の問題も含めた世界の問題に技術的なソリューションをできるだけいろいろなかたちで提供していくという観点からも、私どもとしては知的財産権の保護あるいは特許権の保護ということについて、国際的な、ある種の高いレベルでの保護を求める方向でのハーモナイゼーションというのは進めなければいけない、という思いももっております。それに対する解決としてマルチの場でいろいろなかたちで交渉していくというのは引き続きやっていくのですけれども、例えば国際交渉でも、少しずつ、我々の世界ではプルリラテラルといいますけれども、世界百何十カ国は一遍に相手にするというでなくして、例えば ASEAN とか、例えば APEC とか、例えば日中韓であるとか、先程特許庁のやっております WIPO のジャパン・ファンドのアフリカ向けの支援の話のご紹介がありましたけれども、例えばアフリカの主要国ですとか、いろいろな意味で個別にきめ細かく、エリア・バイ・エリア、カントリー・バイ・カントリーで対話を進めることによって、やや教条主義的な議論から、Win-Win の関係を文字通りつくっていきけるような、そのような途上国協力なり、途上国との話し合いの中で解決を求めていきたい、というのが私どもの基本的な立場でございます。

そのような中で、現在の政府の中で要求中でございますけれども、特許庁は現在、国際的な仕事をする部分が、先程説明のあった北村室長がいます国際課というところの 1 課でございます。できましたら、来年 4 月から国際課を 2 つの課に大きく発展拡大といいますか、分割しまして、1 つはマルチあるいはプルリのルールメイキングを中心に担当する国際政策課というところと、文字通りカントリー・バイ・カントリー、エリア・バイ・エリアできめ細かく協力していこう、という国際協力課という 2 つの課に分けて、仕事をさらに推進していこう、というつもりでおります。「課が 1 個増えるだけじゃないか」と、特に民間企業にいらっしゃる方は「そんなことで得々と話をするな」とおしかりをいただくかもしれませんが、私どもの世界では課が 1 個増えるというのは、必ず何かの課を 1 個つぶさなければいけないということでございます。特許庁の中では課と名のつくところは全部で 12 しかございません。1 つ課をなくして、その代わりに国際協力を専門にやる課をつくらう、と。

ここで国際協力は、例えば先程 ASEAN と申しましたけれども、これからお話しいただく久慈さんのところも含めて、日本の企業が相当 ASEAN に生産拠点をもっていっていますけれども、実は ASEAN 各国で特許をおとりになっている、あるいは、意匠・商標をおとりになっているというのは、欧米各国に比べると極めて出遅れております。制度が整備されていなかったという部分もありますし、また、各企業の方にとってはアメリカや欧州で特許をとる、あるいは、中国で特許をとる、というほうに忙しいという部分もあったかもしれません。中国、韓国が知的財産権大国として大きくなってきた。次は、おそらく ASEAN であろう、ということで、今からいろいろなかたちで協力をしながら具体的な政策的な論点についても相談をしていく、ということをしていきたい。あるいは、インドという国が何回か出てきました。マルチの国際交渉ではインドというのは大変立派な議論を、しかし、すべての途上国を代表して朗々と議論するので、言葉は悪いのですけれども、交渉において非常にやりづらい相手でございます。しかし、日本とインドというバイのコンテキストでは、いろいろなかたちで日本の産業発展、経済発展というのが知的財産権の有効な保護ということであったということを彼らはよく分かっている、また、やがてインドも技術大国になるであろう。と。いうまでもなく数学や情報技術では強い国でございますので、非常に関心は高いということもあります。ですから、例えばインドとの関係もきめ細かく整理をしていく。その中で例えば今度特許庁の担当者を 1 人新たにインドのデリーに派遣することにいたしまして、現地で日本企業といろいろなご相談に応じつつ、イン

ドの知的財産権政策の発展に貢献する、というようなことを始めました。

そのようなことで、マルチのルールメイキングの手は緩めずに、しかし、カントリー・バイ・カントリー、エリア・バイ・エリアでできるだけきめ細かな対応を続けていく中で、結果として世界全体の知的財産権政策を発展させる、ということに私どもは現在取り組んでいます。

**高倉氏**：ありがとうございます。今のお話に関連して、植村さんにご見解を伺いたいのですが、省庁横断的な調整を要するテーマについての新しいルールメイキングが、特に WIPO や WTO のような多国間の場で難しくなって、バイ（二国間）、プルリ（複数国間）のルールメイキングが Win-Win のアプローチで動き始めている状況があるというお話が中尾総務課長からありました。そのような動きに対して、元国際機関の幹部を務めていた植村さんとして、マルチにおけるルールメイキングと、バイやプルリの間の Win-Win の協力関係は、補完関係なのか、それとも代替関係なのか、そのような点についての見方や、そのようなマルチのルールメイキングが難しくなっていることに対して国際機関は今後どのようなイニシアチブをとってこうとしているのか、いくべきなのか、という点についてコメントをいただければと存じます。

**植村氏**：なかなか難しい質問ではありますが、私は 1979 年からいろいろな国際交渉に関係しているのですが、例えば 1984 年から WIPO が手がけていて、いまだに決着していない問題があります。それは、国際的な特許制度のハーモナイゼーションという大きな課題です。1984 年ですから既に 30 年近くになっているわけです。その間、何も成果がない、と。もちろん一部 WTO の TRIPS の中に取り込まれたりしていますので、全く成果がなかったとは申しませんが、基本的には今成果物ができていない状況です。その間、大変な経済のグローバル化が進展していて、国際的にビジネスの知財インフラが進展していないというのは大変な問題であります。マルチは 1 つの条約をつくるにも最低 10 年というのが相場なのですが、知財の場合には 30 年たって何もできてきないという状況です。ですから、国際社会としてこのような状態を看過するわけにはいかないだろう、そのような意味で、当面という言葉がいいかどうか分かりませんが、やはり現在極めて速く、高速で進行しているグローバル化に対して、企業が、先進国が、途上国が、きちんと対応していくには最低限のメカニズムがなければならぬ。それがおそらくバイラテラルあるいはプルリラテラルを巡るいろいろな今の動きだろうと思います。ただ、これは大変なエネルギーが要るわけでございますし、スパゲティ・ボウルとよくいいますが、バイの取り決めが交錯

していくといえますか、複雑化していくという状態にもなるわけです。やはり、究極的にはマルチのすっきりした透明性のあるシンプルな状況が求められるべきです。したがって、マルチへの努力というのは継続しなければならない。ですから、両方リソースをつかわなければならないという意味では大変なのですが、両方の動きを並行的にやっていくことが必要であろうと思います。

では、どのようにやっていくか、ということですが、ここでスライドをお示ししたいと思います。3～4枚、イメージを持っていただくために、今私が申し上げた話を出したいと思います。これは今までのプレゼンテーションの中で何回も出てきたミレニアム宣言です。8つの目標で、ヘルスとか環境とか、2015年までに問題点を半減しなければいけない、ということです。これは国連の最高のサミットという、それぞれの国の首長が集まったところでコミットした、非常にコミットの度合いの高いものです。最高のコミットです。知的財産権については明記してありませんけれども、8番目に含まれる、すなわち。ルールと貿易という言葉が出てきますが、そのような面でもグローバルないろいろな問題に対して解決を模索するというコミットメントをしているわけです。これは総論かもしれませんが、非常に高いコミットをしているということでございます。

知的財産権についてはどのような動きが過去にあったか、ということで、次のスライドをお願いします。1、2、3、4と書いてありますが、現在4というところで、先程プレゼンテーションの中にもありましたけれども、いろいろなフォーラムで知的財産権が語れるようになった。

一部はルールメイキング、あるいは、一部はバイラテラルまたはプルリラテラルの協定です。そして、一部はそれぞれの観点からスタディをして影響力を行使しようとしている。そのようないろいろなフォーラムがあるわけです。しかも、国連機関であったり、非国連機関であったり、さまざま、ある意味で混乱した状態にあるわけです。したがって、このような状況でどのように各政府、我々が対処していくか、ということが求められるわけです。

次をお願いします。先程申し上げました、特許法の国際的な調和ですが、WIPOのSCPという委員会が国際調和のためのフォーラムを提供しているわけです。四角で囲ったところが、端的に言えば、先進国が「最低でもここは調和したい」ということで長い間提言してまいりました。ところが、現状をみてください。赤で書いてあるところが開発途上国の主張です。赤で囲った問題をパッケージで取り上げてくれなければ、特許法のハーモナイ

ゼーションはありえない、という立場です。ということで、赤字で困ったところはまさに開発問題そのものであります。したがって、開発問題と国際調和が一体となって、切り分けられないような状態になっている、という状況です。このような途上国が投げかけている、主張している問題に対して、我々も応えていく必要があるだろう、ということで、我々の対応が求められるわけです。

**高倉氏**：ありがとうございます。非常に錯綜した問題だということがあらためてよく分かりました。プクリとバイ、それからマルチは並行して進めるというお話をいただきました。これに関連して、産業界の立場から久慈さんにもお話を伺いたいのですが、今特許庁のほうでは二国間又は複数国間において、いろいろな Win-Win の協力関係を結ぶと同時に、WIPO や WTO での多国間交渉を難しいなりにそれぞれやっていると状況です。その背景には、日本企業の特許の国際的な展開を支えるための基盤整備というねらいがあると思うのですが、同時に、民間企業の役割といいますか、途上国の支援や国際的ルールづくりのできる環境整備のためには、途上国に対する民間の技術移転や直接投資を通じて民間部門の方たちもルールメイキングにはさまざまなかたちで関与できると思います。知財協は現在、WIPO と協力して、グリーン・テクノロジー・トランスファ・パッケージと呼ばれる協力もやっているとありますが、そのような現状についてコメントをいただけますでしょうか。

**久慈氏**：はい、現状についてということですので、今の名前は WIPO Green という名前です。WIPO Green というのは、これまで1年半ほどパイロットプログラムでテストランをしてきたのですが、それが 2013 年には本格的にスタートします。

WIPO Green の仕組みを簡単にご紹介したほうがよろしいかと思います。WIPO Green というのは、技術移転のメカニズムのようなものですが、気候変動の Conference of Parties という COP15 がコペンハーゲンであったのが 2009 年です。その時に温暖化を止めるために技術をどうつかうかということがいろいろ議論されています。先進国でもっている技術を途上国へ移転するメカニズムが全く語られない状態で議論が進んでいました。そこで技術移転のメカニズムとしてこのような考え方はどうだろうか、というようなコンセプトをつくりまして、それを提案しました。どのようなコンセプトかといいますと、技術を全体としてとらえます。日本の企業というのは、特許出願をアフリカや南米にあまり出していないですから、特許のライセンスは意味を成さないことになります。そこで技術を全体にしてとらえると、ノウハウの移転、サービスをする（役務の提供をする）、そして、

部品の提供をする（部品を売りにいく）、設備を出す、そのようないろいろなことを組み合わせたパッケージにして、その技術を途上国へ移転する。そのマッチングサイトということです。「こちらで技術をもっているけれども、そちらで欲しい技術は何か」というマッチングをする。その2つの組合せです。技術のデータベースをつくる。そして、パートナーシップのようなものを作ってもらうようにする。そのようなことをするのが、先進国からの技術移転として有効なのではないか、というコンセプトをつくりまして、2009年ころからいろいろなところに提案しました。皆さん熱心に聞いてくれるのですが、その中で一番熱心だったのが WIPO でした。WIPO の、当時技術移転のディレクターをやっていたシンシア・カナディという人がいて、その人が「これだよ、これ」と言って、「これが技術移転のメカニズムとして世界で必要なのだ」ということで賛成してくれました。彼女自身も実務の出身で、アップルの知財の責任者をやっていた人だったのですけれども、そのような目でみると、企業実務というのは技術移転をするときにボランティアでは話が續かない、と。企業というのは収益といいますかお金が目的ですから、それが戻ってくるような仕組みでないと機能しないだろう、ということです。それはすぐ分かることですね。そのような意味では、当時あったエコ・パテントコモンズという、特許はとっているけれども環境の特許はただでつかっていいですよ、という内容ですけども、それはナンセンスなんじゃないか。ただでつかっていい、と言うぐらいなら、特許なんかとらないでよ、という話ですよ（笑）。そのようなボランティアの話ではなくて、ビジネスとして機能することが必要だったわけです。

それで、WIPO がそれを採用して、それから3年いろいろ検討して、その間に世界中に投げかけていますので、日本の企業でもホンダや日立や帝人、いろいろなところがそこに既に技術を出しています。最近では GE やシーメンスが大量に技術を出して、「このサイトは自分のサイトだよ」というぐらい技術を出し始めているのですが（笑）。途上国側でも、「自分のところはこういう技術が欲しい」ということを載せ始めています。すると、データベースとしてマッチングしていきます。それによって、技術の移転というのがうまく回る。

技術移転の相手先が途上国である必要もないわけです。日本であってもどこかのよさそうな技術、「これ欲しい」といったら名乗りを上げればいいわけです。それにより環境のためにいい技術がどんどん動いていくのではないかと、という期待をしています。産業界としてはそれでビジネスになるのであったら、それはそれでインセンティブがあります。



**高倉氏**：今の点についてもう少し聞かせてもらいたいのですが、日本の企業の側が、出してもいい技術と、途上国のほうが求める技術というのは、必ずしも一致しないような気がするのですが、そのすり合わせのメカニズムはその中に組み込まれているのでしょうか。

**久慈氏**：はい、ここはライセンサー側、ライセンシー側のいろいろなニーズが入ります。技術をもっているといっても、全く自分と同じ製品が作れる相手を生み出すと、それはそれですぐにライバルになってしまいますから、そのようにしないで、そこは通常のビジネスとして「自分のコアのところは出さないけれども、この技術はいい。それで取引をしよう」というようなことは始まると思います。ただ、そのきっかけは技術を移転するということが前提になっていますから、そこでうまくいかないというのもありうると思います。

**高倉氏**：大野先生にご意見を伺いたいのですが、大野先生の基調講演の後に、6省庁から知的財産と開発と協力に関する話をいろいろいただきました。6省庁の報告を聞いた上で、開発政策をご専門とする大野先生から何かご感想があればと思っているのですが、いかがでしょうか。

**大野氏**：私のような素人に答える機会をいただき本当にありがとうございます。開発と知財はどのような接点があるのだろうか、ということを高倉先生からもいろいろお話を聞き勉強しながら、ここに参ったのですが、卑近な例では地球環境問題やエイズ治療薬ということなのだろうぐらいの理解しかありませんでした。今日来てまたびっくりしたのが、本当にこんなに広い切り口があるんだ、ということです。育種の話もありました。遺伝資源の話もありました。もちろん環境の話もありました。食料の話もありました。いろいろな切り口があるということ、今日の議論だけで少なくとも6省庁の方々が絡んでいるということは、本当に知財というのが多様な側面に絡んでいるということを実感しました。民間企業の活動がこれだけ途上国と絡んでいるので、皆さんもたとえ、日本の企業の観点を中心に知的財産の保護とか、特許申請ということを考えていても、やはり途上国のこと、新興国のこと、あるいは国際社会で何が議論されているのかを理解する必要があるのだ、ということが理解いただけたのではないかと思います。、と。それが守れないと、逆に企業が責任ある行動をしていないのではないかと思われるかもしれない、と。いろいろなことを考えなければいけなくなってきたわけで、座標軸自体をどうするかということを含め、非常に複雑多様化していると思いました。

それだけに、日本としてどうするべきか、という観点から、このような知財の多様性と

いうことにおいて、意思疎通、コミュニケーションと同時に、短期と中期と長期において、何をどのような座標軸をもちながらやっていくのか、ということ为国としていろいろな関係者から意見を聞きながら、調整し、方針を決めていくといったことが非常に大事になると思いました。長期なことになりますと、もう 1 つは、私ははじめ途上国の開発と、例えば環境とか治療薬の話でも、対立的なことだけかと思いましたが、知財をうまくつかって国を伸ばしていこう、ということもできるわけであって、それによって途上国協力をすることで途上国の知財の制度を整え、あるいは、そのようなかたちで技術移転、技術の習得を高めるような協力をするのであれば、途上国側のニーズということに影響を与える要因も変えていくこともできるので、本当に多面的だな、と感じました。

ですから、やはり時間軸をもちながら、いろいろなステークホルダーと議論しながら戦略をつくっていくことが大事だと痛感しました。では、そのような中身はどうやってつくるのか、と。

もう 1 つ思ったのは、今日、安田さんが登壇されて、知財戦略本部の取組のお話をされました。ですから、日本にはそのようなことを考える司令塔はあるわけですね。国際協力の観点からいうと、ODA が伸びているときは暗黙の了解でコンセンサスがありましたが、今は、一時は海外経済協力会議ができましたけれども、もうそれもなくなってしまいました。今後、日本はどうなるのか、と。司令塔として外務省が中心になって政策をつくっていますが、マルチの話もあるし、日本の企業もあるし、国家戦略をどう考えるのか、といったときになかなかそこが難しい。ですから、知財は戦略本部があるので、それを今のより多様な、あるいは、より中長期の国際的な環境も含めて対応できるようにするには何を強化していけばいいのか。そのようなことを議論していけば、ゼロからの議論ではないのではないかと思いました。

**高倉氏**：ありがとうございました。ODA もそうですが、あらゆるものは右肩上がりのときにはあまり戦略を考えなくてもうまくいく、というのはそのとおりで思いました。我が国の途上国の協力は、戦後賠償という色合いを持って始まりました。そのような位置づけでの途上国協力の時代、日本の海外進出に伴って経済協力している時代は、多分経済界も国民も暗黙の了解があって、どんどん額が増えて行きました。そういう時代ではなくなって、何のためにやるのだということを考えなければいけなくなったというご指摘いただきました。そのとおりで思いました。それは ODA や開発協力だけではなくて、知財戦略や企業戦略などその他の分野についてもいえることではないかとも思いました。

**大野氏**：それぞれのテーマで携わっているもので、みんな感じているわけですよね。ですから、まさにこのような場を 1 つの契機として、何かできそうなところから始めていく。ですから、グローバル・ヘルスはいろいろな要因が整って始まったのですけれども、できるところから始めていって、それを 1 つの模範例として「ほかの分野もやっっていこうか」という話にしていけばいいわけです。今、日本はみんな困っているわけなので、そのような中でこの危機を建設的なことに進めるための、これ以上後ろへは後退できませんので、「前へ進もう」というかたちでやっっていくのがいいのではないかと思います。

**高倉氏**：まだ我々パネリストの間でも議論はしていくのですが、ここで、もしフロアのほうからご意見ご感想などあればいただきたいと思います。お名前と所属をおっしゃっていただければ議事録作成に役に立ちます。どなたかご意見、ご質問、ご感想、ございませんか。我々に対してでも結構ですし、省庁の方に対してでもよろしいです。

**小林弁理士**：プレゼンテーション、ありがとうございます。パネリストの方々からもいろいろお話をしていただきましてありがとうございます。弁理士の小林と申します。改めて先程の 6 省庁の方々のお話を聞いてみて、分からなかったことがありますので、問題提起の意味でお聞きしたいのですが、途上国との関係をメインに話されていたと思いますが、一体途上国ってどこの国のことを言っているのか、というのがあって思っています。先程の 6 省庁の方のプレゼンでいえば、最後に安田さんから日本の知財推進計画の話がされて、その中で日本が今置かれている状況を話されていたと思います。日本が技術で勝っているのに、事業で負けているのはなぜかと。その直接の相手は韓国であり、台湾であり、中国もそうですが、そのうちインドも追いついてくるだろうと私は思っています。ついこの前まで途上国であった国です。そのような我が国を取り巻く局面と、30 年も 40 年も前からやっている途上国に開発援助をするんだ、技術移転をするんだ、ということとの関係があまり整理されていないような気がしています。技術移転の必要性は確かにおっしゃるとおりなのですが、技術移転って、どんどん速くなっていて、あえて技術移転の仕組みをつくらなくても、技術が「ダダ漏れ」して困っているような状況になってきているのではないのでしょうか。

それは、技術の内容が変わってきているからだと思います。しかも一番もうかるような技術領域においてそれが顕著になってきています。それは 30 年、40 年前にはなかったことです。そのような状況の下で今、日本は困っています。その直接の相手方はついこの間まで途上国であった国、又はこれから先進国になろうとしている国であるという状況が現に

あります。そのような状況の下で、地球環境の問題はみんなに関係することなので、ほとんどボランティアでやるべきことなのかもしれませんけれども、そのような局面、そのようなコンテキストでの対途上国という話と、別に何もしなくても発展しつつあり、更に発展して日本を追い越そうとしている途上国もある中で、それとの関係をどうしていくか、というのは、区別して論じなければいけないと思います。区別して論じながらも、先進国対途上国という局面になると、国際フォーラムでは敵対味方という関係になりますので、そこをどうするかという話もあると思います。その辺のところもうまく整理がついていないような気がします。このような話は最近出てきた話だからかもしれないのですが、今までの国際問題や対途上国というスキームを考えるような考え方とは違う考え方をもたなければいけないのではないかと、今日ここにきてその気持ちをもったのですが、その辺についてももしお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

**久慈氏**：私はつい最近まで産業界にいた者ですから、途上国というふうにあまり考えていません。彼らと話しているときに、特に中国、韓国と話すときに、彼らの台詞として言うのが、雪道で前の人の足跡を歩く、と。それはすぐに追いつけるんだよ、ということです。それなんですよ。どんどん追いついてきている。今彼らは図らずも前に出てしまったところもありますし、そうすると、今度はどこに行ったらいいのか迷うわけです。その状態での勝負だ、ということです。そこで時間軸の速さが、日本の企業が成功していた 80 年代、90 年代とは全く違うのが今です。キャッチアップするのに、以前は 2 年かかっていたのが、今は 2 カ月でキャッチアップできます。成功商品というのはすぐに分析できる状態です。そこで日本企業が成功体験のまま「おれたち強かったよな」と言っていたら、それでは話にならないですよ。今の状況で勝負するにはどうすればいいのか、ということのを常に考えなければいけないということです。

それと別に、世界で最貧国というのはあるわけです。そこに対しては技術の移転というのはあるだろうと思います。企業はそこでも金はもうけないと仕事にならないわけです。ただでやるというのはないですよ。そこで、最貧国であつてもお金をもうける仕組みというのが、先程私ご紹介した仕組みですし、それは最貧国と新興国をあまり区別しないで、とくかくいい技術はつかい合うんだ、ということです。そこでビジネスになってお金をとる。日本は研究開発が大好きですから、知財というのはこれから先もどんどん生まれると思います。工場をつくるというのはなかなか難しいというのははっきりしているのですけれども、研究開発はやるだろう、と。新しいのをつくり出すのが好きですから。そこ

でつくった知財でもって海外から技術料、収入をもってこない。収入をもってくるとい  
うのが、今後の日本のビジネスモデルなのですね。そこで勝てるようにする。その仕組み  
が、先程の WIPO Green というのは、実は環境技術である必要は全くなくて、相手が途上  
国である必要もなく、「出せる技術がこんなにあるぜ」、「つかいたかったらお金、払って  
ちょうだい」というビジネスが裏側にあるわけです。そのようなことをいろいろ考えてい  
ます、ということで、企業はしたたかに考えていると思います。

**高倉氏**：小林さん、久慈さん、ありがとうございます。企業の視点からみれば、途上国  
協力といい、技術移転といい、基本的にはビジネスベースといたしますか、利益を追求する  
企業がそのような活動を通じて社会貢献する、途上国への協力も行う、すなわち、途上国  
の協力もビジネスのうち、ということであったと思います。

国レベルでの協力について、もし大野先生が何かコメントがあればお伺いしたいので  
すが、人道援助という立場の途上国協力には、国内にも異論は少ないと思います。ところが、  
先程小林さんの質問にもあったように、インド、中国に対する特定の技術分野の技術援助  
ということになると、そういう国にはいつの間にか日本企業のライバルになってしまう企  
業も多くありますよね。そのようなときに、わが国として戦略的、政策的にはどのような  
観点から途上国協力をみておけばいいのか。つまり、人道的支援の途上国協力と、わが国  
の利益のための途上国協力というのがあるのか。もしあるとすると、どう区別するのか。

**大野氏**：とても難しいですね。まず、先程の国の話は、それこそ中尾課長がおっしゃった  
エリア別、国別といったような対応が必要になります。最貧国、人道支援というような国  
と、インド、中国、韓国、みんな発展段階とか日本企業との関係が違うので、それは違う  
かたちで戦略を考えていく。ASEAN の場合は、もしかしたら地域でいくほうがいいと思  
います。国際協力について国益と人道主義をどうみるかは、非常に難しいところがあり  
ます。特に環境とか省エネにおいて日本が非常にいい技術をもっており、イノベーションにも取  
組んでいる。その技術を途上国・新興国に移転するということで知財の話が出てくると  
思いますが、同時に中国にしる、インドにしる、地球環境問題でしっかり責任を果たして  
もらわなければいけない国なので、彼らがそのようなことに前向きに取り組んでもらえる  
ような制度や能力構築や技術獲得に対して日本が何らかのかたちで協力していくことは大  
事だと思います。そのための方法、例えば、いろいろな企業の技術をどのようなかたちで  
移転するか、彼らの技術吸収能力を高めるための支援をするのか、そこはやりながら考え  
ていかなければならないところだと思います。非常に難しい課題だと思います。

**植村氏**：この問題は非常に大事な論点ですね。私はよく思うのですが、開発と知財を考えるとときに、マクロの考え方、ミクロの考え方、両方をする必要があると思います。もう少しミクロでみたときに、今日は厚労省の方は来ておられないのですが、例えば医薬問題です。実態として途上国といわれる国、それから新興国も含めて、全体に通有的な課題、問題があると思います。たまたま私は昨年 WHO で、先程名前の出た武見先生の後を継いで WTO が取り組んでいる医薬品のアクセスの問題に関与してきました。巷間いわれている医薬品アクセスというのは、例えばエイズ薬です。エイズ薬というのは先進国の問題でもあって、先進国はたくさん薬をもっているわけです。それをいかに途上国に安く提供するか、ということが問題になっているわけです。もう少しミクロにみてみますと、その薬が全然存在しない疾病があるわけです。ネグレクテッド・トロピカル・ディーズといっていますが、それは先進国にマーケットがありませんから、先進国が研究開発しないわけです。したがって薬そのものがない、そのような状況、そのような課題をどうするか、というのはかなり深刻な問題です。

ですから、それがプレイアップされて、「特許があると薬もできない」とか、そのようなことで、それが取引の全体の問題であるかごとく前面に出てくる。そのようなことで、既に医薬品アクセスの問題ですらドーハ・ラウンドの中核の部分をお占めてわけです。

したがって、先程特定の技術という話が出ましたけれども、技術ごとに問題が違う。ですから、環境の場合には技術移転です。既にある技術を移転する。その時に企業も、レシピエント・カントリーあるいはカンパニーも、Win-Win の関係を築くにはどうしたらいいか、という議論です。片や、R&D をどのように起こすかという議論です。マーケットがないわけですから、その開発の資金をどうするか、と。まさに課題、課題によって、事の本質が全く違うわけです。ですから、そのようなことを、今日的に何が問題なのか、ということをお横断的にみて、この問題はこのようにもっていく、という整理から始める。それから、日本としてこの問題にマクロでどのような姿勢をとるのか、ということをおつくり上げていけばいいのではないかという感じがします。

**中尾氏**：今、薬の話は、植村先生から詳細かつトゥ・ザ・ポイントなご説明をいただきました。自分がかかわっていた温暖化交渉の話をお紹介申し上げます。今日は知財の話をおやるシンポジウムでありまして、知財というところから入れなければいけないのですが、技術が、それも革新的な、フレンドリーな技術がないと地球温暖化問題の解決はない、と。日本は最近難しい状況がありますがけれども、世界的には、先程もお話があった G8 でも、2050

年までに世界全体で 50%は CO2 を減らそう、と。先進国は其中でも 80%ぐらい減らさなければいけない、ということを経験として打ち出しました。すると、それは 2050 年までの間に非常に大きなテクノロジカル・ブレイクスルーがあるということを経験しての話なわけですね。ところが、残念ながら政府には技術はない。技術は経済界、企業にしかない、と。すると、民間企業において研究開発が行われ、革新的な技術が出てくるようなインセンティブ・システムを抜きにして、2050 年 50%という解決は絶対にないであろうということについては、日本だけでなく先進国は皆一致して、そこは絶対に強いポジションでやる。そのために政府がもちろん国の税金をつかって R&D を助成するというのももちろんありますけれども、やはり官製の研究開発以前の問題として、まさに各社がいい商品を出そうと思って頑張っている、その研究開発、技術開発がすべてそのようなことを支えているのであって、それに対する保護は知的財産権ということしかないのだ、ということです。ですから、少なくとも「知的財産制度あるがゆえに地球環境問題が解決されない」というのは絶対に間違っているということは、誰に対しても言える、と。おそらくそれはみんな分かっている。問題は、「それをおれたちにどれだけの値段でくれるのか」というところになるわけですね。すると、この議論は知的財産制度が悪だ、ということよりは、知的財産制度があることを地球環境問題解決の一番の大前提に置いた上で、では、その知的財産を、例えば途上国なり、最貧途上国がどれだけのコストで獲得して自分のところでつかえるか、という問題になっていくわけですね。おそらくは、技術の問題は資金の問題とセットにして、まさに今日、大野先生からお話があった、資金協力のようなことでやっていく、ということなのだろうと思います。すると、中国のように資金力という意味ではもう必要のない国から、LLDC までさまざまだと思います。

また、地球環境問題に関してだけ申し上げますと、例えばツバルのような直ちに海面が上がって国が沈んでしまうような国と、もっと大きな内陸国とでは全く置かれている環境が違います。

例えば森林が二酸化炭素を吸収するというので林野が大事だ、と。ここはそうなのですが、実は途上国の中でもリフォレステーションをやるべきだ、という国と、ディフォレステーションを止めるべきだ、という国があります。ディフォレステーションを止めるというのは、例えば熱帯雨林がどんどん失われていく。ブラジルなどはディフォレストレーション対策が何より大事と言う、と。国内砂漠がいっぱいあって、これから木を植えていきたいという中国やインドはリフォレストレーションの推進の方が大事だと言う、と。す

ると、同じ技術で、協力が大事だといわれてみても、途上国の中でも発展段階だけでなく地政学的な原因でいろいろ割れています。

ここで途上国との交渉を個別にできれば話は簡単なのですが、全体を南北問題のコンテクトに置き直して、「我々途上国は」と言っていて、先進国と対峙させて、とにかく技術をくれ、とにかく資金をくれ、というのが、中国やインドからツバルから、さらに LLDC まで含めて途上国みんなの共通のインタレストになるのだ、という理解はすごくございます。今日のご説明で「G77+中国」というのがありましたけれども、実際には 77 を超えて百数十各国の国が、中国まで含めて一枚岩で国連の場では交渉をしている、ということです。これは、国際交渉の場において、中国も含めて「我々途上国は虐げられている、技術がない、お金もいるんだ」ということになっている。そのレトリックを結局どうやって本当の問題解決につなげていくか、といいますと、先程申し上げたような、ある程度個別にいろいろなかたちでいろいろな面倒をみていくことではないかと思っています。

ただ、繰り返しになりますが、いずれにしても知的財産がきちんと保護され、民間企業の創意工夫なり技術革新が進んでいくという環境があってはじめて地球環境問題は解決されるのだ、という一点については、日本政府としては一歩たりとも引くつもりはなく、自信をもって諸外国に対して訴えかけ、中国やインドのようなキャッチアップしてくる新興国もおそらく本当のことは分かっているのだろうと思っています、その中でどのように上手に交渉環境をつくっていくか、というのが政府の課題だと認識しております。

**大野氏**：中尾課長のお話に同意すると同時に、では、途上国に対する援助政策としてどうすればいいか、というところで質問です。「まさに知財があつての」というところは私も共有しますし、「企業ががんばってこそ」というのはサポートしていきたい、と。そうしたときに、資金協力、多分技術協力もどうやってつかっていくか、ということになると思います。国ごとに交渉してやっていったほうがいい国というのはいくつかあると思います。そのような国というのを意識した上で、いくつかの国に対しては、知財も入れた上で、途上国の国別援助計画といのをよくつくりますけれども、あるいは、中進国になってしまう場合は、国別というよりは経産省等が中心になって経済協力の支援戦略の中でやっていくと思いますが、そのような中に組み込んで、資金協力プラスそれをつかっていく場合の制度をどうやって高めていくか。そのようなことも織り込んだ上で、日本の ODA 政策をやっていくべきだ、という感じもありますでしょうか。

**中尾氏**：大野先生にもう答えを言っていたので、まさにそういうことだと思ってお



ります。せっかくですので 1～2 例挙げますと、例えばインドネシアという国は日本の最大の ODA のレシピエントであり、CO2 の排出ということだけをみますとそんなにまだ大きくございませんけれども、人口からいっても、経済規模からいっても急速に大きくなっていくだろう、と。すると、インドネシアとどうつき合っていくか、というのがあります。その時に、先程フォレストレーションという話をしましたけれども、インドネシアとやっていこうとすると、例えば森林や林野というのは結構大きな問題である、と。すると、インドネシアとやるときには、いわゆる先端の技術を出していくという局面だけではなくて、むしろ例えば林野の不法伐採問題のような問題はインドネシア固有の問題としてあつたりしますので、そのようなことに協力していくということをきめ細かく国別にみていくのだと思います。

中国も交渉者によっていろいろな言い方をするのですけれども、もちろん本当に欲しいのは、日本の代表的な一流企業の最先端技術が欲しい、と思っているのだと思いますが、実は国全体で一番ニーズがあるのは、例えば石炭で発電をしていて、日本がずっともってきたクリーンな石炭を扱うテクノロジーというような話です。

実はこれは、特許で守られているというよりも、日本が積極的に途上国に対して今までも移転してきた技術群であります。結局、省エネルギーを進めて石炭の燃焼効率をよくすれば、今燃料費が高い中で中国の産業競争力というのは燃料コストが下がる分だけどちらにしても安くなりますので、地球環境にもいい、中国の産業競争力も強くなる、というようにいえば、マルチの交渉では、「G77+中国」ですごく硬い中国に対しても言える、と。そこに、中国だと資金協力はあまり必要ない、インドネシアだと要るかもしれない。さらに、最貧国のバングラデシュだともっと要るかもしれない。そのようなところを、外務省を中心に各省がきめ細かくやらせていただく、ということだと認識しております。

**高倉氏**：ありがとうございます。各省庁の方、コメント、ございますか。五十棲さん、うなずいていらっしゃったので、何か。

**五十棲氏**：経済産業省の五十棲でございます。あまり単純化してお答えすると本当はよろしくないのですが、分かりやすくお話をするために、途上国を 2 つのパターンに大きく分けてご説明いたします。1 つは、知財保護に根本から懐疑的、反対の国というのでしょうか、そのような国はございます。そのような国々は、欧州の旧植民地といわれる国々が多いのではないかとみる向きもあります。このような国々への援助あるいは知的財産の底上げというのは、極めて重要なこととございます。これは日本がまさに経験したように、

知的財産で国を建てる、あるいは、知財が国を救うという経験をしっかりと共有していくことになろうかと思えます。他方、先程インド、中国などに言及がありましたが、そのような国々に関しましては、今申し上げた前者の国々と、知財保護の強化に懐疑的又は反対という意味ではエコーするわけです。つまり、知財を弱めたいという意味では共通のボイスになりますので、私どもはそれに対してはしっかりと対応していくのですが、意図しているところは全く違うのではないかと、という捉え方もあります。

また、後者の国々は、実はルールはしっかりできていて、逆にルールをよく勉強していて、ルールの網をかいくぐる様々な規制、例えば知財問題とは必ずしもいえないようなライセンスの規制や、「技術を開示しなさい」というような規制を制定する例があります。このようなことにどう対応していくのか、というのが直近の課題としてございます。

加えて、バイ、プルリ、マルチのルール作りを含めて対応しなければいけないと思っております。例えば、今申し上げたようなライセンス規制の源流にありますのは送金規制であったりしますが、送金規制の問題は IMF のルールなども絡む、非常に広い文脈になります。そのようなところにいかに省庁横断的に対応していくのか、というのが今後の課題だと認識しております。

**高倉氏**：ありがとうございます。途上国協力は、国ごと、エリアごとに、きめ細かく戦略的に考えていかなければいけない、ということを確認できました。また、知財の問題は、非常に広い省庁横断的な問題であるところを改めて確認できました。ほかにどなたかフロアのほうからご意見ご質問があれば追加してお受けしたいと思います。なければまたのちほどでも結構です。

中尾さんにもう一度、違った観点でお話をお伺いしたいのですが、知財・環境・開発という問題が省庁横断的な課題であることについては再三ご指摘をいただいたところですが、そのような横断的問題を扱う政府専門人材の育成についてご意見をいただけませんか。人は日々の仕事を通じて専門家になっていくわけで、そのような意味で省庁を超えた人事異動がもっと行われれば、あるいは、大野先生からお話があったように、特定の課題ごとにタスクフォースをつくってそこに人材を集めて対処するというような人事配置がもっと積極的に行われれば、いいのではないかとも思えます。その辺の可能性について、どのようにみておられますか。

**中尾氏**：随分前から指摘されていた大変重要な問題だと思っております。胸を張って言えると思いますのは、本日この場にいらっしゃる方には霞ヶ関、役所の世界での大先輩が多

数いらっしやいますので、「へえ、そうなっているのか」と思われるかもしれませんがけれども、一昔前であれば、例えば経済産業省と外務省がけんかするとか、環境省と経済産業省が絶対にわかり合えないという事例は山ほどありました。私ももっと若いころはそういうことを先輩たちと一緒にやりながら、口角泡を飛ばしてやっていた時代がございました。しかし、先程の地球温暖化の交渉も COP13、14、15、16 と政府代表団でいってまいりましたけれども、外務省、環境省、経済産業省と 3 省一緒になって統一的なポジションで交渉し、しかも、先程の林野の問題だと農水省の方もおられるとか、資金もあるから財務省とか、あるいは、道路交通のほうの問題もあるので国土交通省の方とか、政府の連合軍、100 人ぐらいの大デレゲーションでしたが、以前に比べるとそのような意味での「省庁は連携しなければ」という気運は高まっていると思います。

それは、1 つは問題が複雑化し、かつ戦線が大きくなりすぎて、どうみても 1 省だけではできなくなってきたという現実があります。専門性を追求しなければいけない一方で、総動員態勢でやらなければできないぐらい大変なものになってきた、と。もう 1 つ、内閣官房を中心とした各省がまさにプロジェクトチーム的に集まって、というのが、成功事例がだんだん出てきたということで、先程安田さんからお話がありましたけれども、知財戦略ということだけをやるための専門の組織が内閣官房に恒常的に設置されているわけがありますし、例えば、ライフ・イノベーションが大事だからということで、内閣官房にそのような保健医療の分野のイノベーションのための専門の部署をつくって、そこに厚生労働省はもちろんですけども、経済産業省からも人が出ていっているということがあつたりします。

そのような意味では、むしろいろいろなかたちで動員を図る体制はできていると思います。ですが、そこは引き続き進めなければいけませんし、また、省庁間の人材交流、横断的交流をやっていく必要が絶対にあると思います。併せて必要だと思いますのは、横方向だけではなくて、例えば産学官の全体の連合軍である、ということを考えなければいけないわけで、温暖化の交渉も、結局日本の力は技術力。日本はいろいろな意味で省エネ技術、あるいは、新エネルギーの技術をもっているというところの強みが交渉力になっていて、そこは産業界の方々との緊密な連携なしにはできない。

そして、もちろんのこと法律学の問題でもあり、また環境の問題はまさに開発経済学の問題でもありますから、その意味では NGO との関係なども含めて、グローバルな世論を形成していくようなトラック 1.5 やトラック 2 という人たちの動員も必要である、という意味

では、産学官を全部動員した体制の構築も大事だと思っています。

民間企業に役所からも出て行って勉強させていただく、企業の側からも人をお預かりして、というのが増えてまいりました。わたくしの同僚の、特許庁総務部長はたまたま久慈さんとかつてご一緒に仕事をさせていただいたというので、一昔前であれば経済産業省の職員が特定の某大企業にいて仕事をさせていただくというのもなかったと思いますが、そういうことがだいぶ進んでまいりました。そのような交流を通じて分かる部分もありますので、専門的な難しい問題の対処方法としては、人的交流も含めて総動員態勢をつくるということ。そして、霞ヶ関だけではなくて、産業界、学界に是非いろいろなかたちでご協力をお願いしたいということでもあります。

人を育てるという仕組みの作り方はなかなか難しいものがありますが、結局そのような中で、大学というところにもいろいろなかたちでお願いするという話に戻ってくるのではないかと。つまり、トータルなイシューになっているものに対するソリューションをつくっていただくということになりますと、かなり学際的なご支援をいただかなければいけない、と。特に環境問題は、今は環境学部とか環境学科という名前の学部や学科もたくさん出ていますけれども、わたくしの年齢ぐらいで環境なるものをそもそも専門としてきたという人は多分なくて、それは経済の人、技術の人、法律の人、あるいはエネルギーの人、いろいろな人の集合体でできあがっているのだと思います。そのような意味でも、いろいろな意味で日本の国際交渉をしていく局面で是非総合力を、という意味で、大学のいろいろなご関係の方にもいろいろなかたちでお願いすることがあろうかと思っている次第です。

**高倉氏**：ありがとうございます。省庁間の人事異動、産学官における人材の協力についてコメントいただきました。また、大学への期待ということについてもご意見を伺いまして、明治大学においても知的財産分野における研究機能を強化し、横断的テーマに取り組める大学という組織の特長を生かして更に研究を進めていきたいと思っています。

次に、植村さんへのコメントのお願いですが、植村さんは国際機関の側から各国の省庁間の政策調整などをご覧になってきた経験がおありだと思いますが、そのような経験を踏まえて、日本政府に望むこと、又はご意見などがあればお伺いします。

**植村氏**：その点については既にいろいろな方が言われましたが、実は最後に残しておいた子のスライドですが、これは推進計画の 2008 年版からの抜粋です。2008 年版で同じようなワーディングは 2007 年から出ています。たしか私は 2006 年にある専門部会で参考人として呼ばれて、この重要性を訴えたのですが、それが反映されたのかどうか分かりません

が、そこに書いてあると同様のことを申し上げた覚えがあります。そこには、まさに知的財産関連の国際公共政策に関する連絡会議等を通じて政府内の連携を深める、というような、まず内を固める、という言い方をして、そのビジョン、政策、戦略をもって国際社会でリーダーシップをとる、ということがうたわれています。これは、2008 年を最後に消えています。ただ、今でも特別の案件ごとにそういう動きがあるということで安心した次第ですが、是非このかつて出されたイニシアチブを実のあるものに育てていただきたい、というのが今の私の希望です。

1 つ加えますと、最近知的財産の条約作りに私も関係したのですが、WIPO のみならずほかのフォーラムでもそうかもしれませんが、必ずルールを変えるときにはインパクト・アナリシスというのを必ず途上国は求めます。

要するに、法律を変えると自分たち国の経済はどうなるのだろう、ということ問われて、それに対する答えが出ないとなかなかコンセンサスが得られないという状況になっています。これから経済学についても、もちろんアカデミアに頼るということも大事だと思いますが、総合的に評価・判断できるエキスパートを是非政府部内にもってほしいということです。まだできたばかりですが、例えばアメリカの特許庁にもチーフエコノミストができましたし、欧州の特許庁にもチーフエコノミスト、WIPO にもできて数年になります。チーフエコノミストができたということで、まだ JPO にそういった新政策があるかどうか私はよく知りませんが、経済的なインパクトを評価できる人を是非置いていただきたい。今までたくさんいろいろなスタディ結果が出ていますが、そのままになっているのがかなりあると思いますので、それだけ付言したいと思います。

**高倉氏**：知財政策というのは、経済政策、産業政策の一部ですから、インパクトをきちんと評価しながら立案をしていかなければいけない、ということですよね。ありがとうございました。最後に久慈さんのほうから。

**久慈氏**：私のところは日本知的財産協会という団体なのですが、1,200 社ぐらいが会員になっていて、日本の特許出願の 80~85% の件数をカバーします。例えば世界でいうと 2~3 割ぐらいの件数になろうかと思えます。そのため各国政府に政策提言をさかんに出しております。日本だけではなくて、アメリカやヨーロッパにも出しています。アメリカの長官や EPO の長官は日本に来ると我々の事務所に寄ってくれますが、日本の長官はまだいらしたことがないですが（笑）。産業界でいろいろ意見を発信するときに、産業というのは業種が別々で、グローバルビジネスなのか、ドメスティックビジネスなのか、それによって

も違いますし、勝ち組と負け組といますか、同じ業界でも意見が違いますし、なかなか統一された意見として提言というのはできにくいのですが、ただ全体の方向性としては、日本を強くするにはどうすればいいか、そして、世界の制度が調和するにはどうすればいいか、というような方向での意見を出しております。

中国と韓国の産業政策と、産業界の意見というのを照らし合わせてみると、ぴったり一致します。産業を支援するために政策が完全にリンクしている。非常に密接度が高いです。日本はこのところ少し離れていましたかね。ただ、今の状況は、国の政策と企業の方向性というのはできるだけ一致していろいろなことを考えたほうがいいと思います。そういうことで、知財協会もいろいろ政策提言したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

**高倉氏**：オールジャパンで頑張っていこうと思いますので、総動員態勢でよろしく願いいたします。最後に大野先生、何か。

**大野氏**：ありがとうございます。勉強するばかりなのですが、今ずっとお話を聞いていて、やはりコンセンサスとしては、いろいろな知財政策戦略と、それを国際的な環境の中で、例えば途上国との開発の関係で考えたときに、ある程度重点国とか重点地域ということ念頭に置いた上できめ細かに考えていきましょう、ということではないかと思います。そういったことを対外的な戦略とも組み合わせて取組んでいくべきでしょう。ですから、細かく詰める必要はあるのですが、やらなければいけないことは分かってきた感がありますね。しかも、技術によって違います、と。ですから、プレゼン資料の最後に書かせていただいたのですが、3つの円を私は書きました。今考えていかなければいけないのは、戦略的な課題、それは何なのだろうかということで、開発分野を例に書いたものですが、知財の分野でも同じことは当てはまるのだろうと思います。

ですから、日本の国民にとっての恩恵は何か、途上国と国際社会がどのようにして調和するか、というときのニーズをどうくみ取るかという話と、日本は何が強いのか、そしてどのような技術をどこまで出すか、ということがあると思います。そのような重なるところが何かについて、今の議論も踏まえて考えを出して、あとはどうやって政策調整をしていくかというメカニズムをどうつくるかではないでしょうか。そのメカニズムは、皆さんもおっしゃったように省庁間の連携、それは官官の連携ですよね。もちろん官民の連携もあると思いますし、企業と NGO の連携で民民の連携もあると思います。やり方はいろいろあって、イギリスは1つの省が、「このアジェンダは私の省です」と言って、そこが中心になって課題ごとにタスクフォースをつくる方法もあります。また、韓国のように、大統領

が「これは大事だ」といったことで、委員会をつくって、その任期中はそれで関係省庁から支える人材を事務局に集めてやってしまうという方法もあります。そして、アメリカのように、トピックごとに調整する担当組織を決めるという方法もあるかもしれません。日本の場合、何が一番やりやすいのか。それは、日本の仕組みということを考えなければいけなくて、今ある省庁の役割を大きく変えるのは現実には無理だと思いますので、そういった事情も踏まえて、私としては開発分野でこうした方法がいいのではないかと提案させていただきました。すなわち、戦略的な課題を特定した上で、それを担うオールスターといえますか、それは優秀な生え抜きの方たちを省庁間で集める事務局を政府のどこか、テーマによってどこかの特定の省庁の担当かもしれませんし、それこそ内閣官房かもしれませんが、集めて、民間の方も場合によっては動員する体制を組む、という方法です。ただ、これはどちらかというと短中期的な課題への取組になると思うので、加えて長期的な、例えば開発問題に関する展望や日本の役割への示唆などについて、常に意見を言い、あるいはそういったシンクタンクのような機能が必要ではないかと思います。そして、民間や企業や NGO 等、いろいろな人と交わる場があって政策提言していく、と。そういったシンクタンクの機能、マルチステークホルダーの交わり合いの場は大事だと思います。

なかなか日本はシンクタンクが根付かない、強くならないといわれますが、日本の場合は新たにシンクタンクをつくるとなると、資金動員がかなり大変になるので、もしかしたら既存の大学等が得意なテーマごとにコアになって、プラスアルファでシンクタンクの機能も備えていろいろなことを発信していけるようにもっていくのも一つのあり方ではないかと思います。今日自分がずっと思ってきたことと照らし合わせながら、知財ということを切り口にいろいろ考えさせていただきました。貴重な機会をいただき、本当にありがとうございました。

**高倉氏**：ありがとうございました。非常にいいまとめをしていただきましてありがとうございました。日本型の省庁連携の一つのビジネスモデルとして、内閣官房にできた知的財産推進事務局についても我々としても期待していきたいし、シンクタンクとしての大学の役割について重ねて大野先生から期待感を表明していただいたのですが、我々明治大学における知的財産法政策研究所においても今日のようなテーマをさらに深掘りしていきながら、政策立案に協力していきたいと思っております。

時間を 15 分ほど超過してご迷惑をかけたのですが、非常に密度の濃い議論をしていただきましてありがとうございました。最後にパネリストの方々に感謝の気持ちを込めて拍手を

していただき終わりとしたいと思います（拍手）。どうもありがとうございました。

**石井氏**：パネリストの方々、高倉教授、ありがとうございました。これをもちまして、「知的財産と国際政策」シンポジウムを終了いたします。皆様方におかれましては長時間にわたりご清聴いただきまして誠にありがとうございました。お忘れ物のなきよう今一度ご確認の上、お気をつけてお帰りください。本当にありがとうございました。